

2021年5月7日

法務省民事局参事官室 御中

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事・理事長 藤井 喜継

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」への意見

私たち消費者機構日本は政府より認定を受け、事業者の不当な行為の是正や消費者の被害回復などの活動を進めている消費者団体です。

今も多くの消費者被害が発生し続けていますが、消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力の格差があるうえ、訴訟となると多くの時間・費用・労力を要します。泣き寝入りしがちな消費者に代わって消費者団体が事業者に申入れ等を行い、さらに団体訴訟を通じて消費者の裁判を受ける権利を実質化すべく取り組みを進めているところです。

IT化の推進にあたっては、国民の裁判を受ける権利の実質的保障は不可欠の視点と考えます。一方にIT化の利便を認めるとしても、他方に裁判を受ける権利の侵害が発生してはいけません。ITに精通する側の視点からIT化を自己目的化するようであれば、質・量・交渉力の格差が一層拡大し、国民全体の司法アクセスの向上には必ずしもつながらないと考えます。

そうした観点から、以下、中間試案への意見を申し述べます。

【中間試案・第1 総論】への意見

中間試案に（注1）として付記された考え方「国民におけるITの浸透度，本人サポートの充実度，更には裁判所のシステムの利用環境等の事情を考慮して，国民の司法アクセスが後退しないことを条件として」を前提とすることが適当と考えます。

（理由）

オンライン化は時間的・空間的制約を緩和することで当事者の利便性を増加させ、ひいては裁判を受ける権利の拡充につながる可能性を持っています。しかし、そのメリットは司法アクセスが後退しないことを大前提として段階的に進めていくべきです。

「義務化」によって国民と司法に壁をつくるのではなく、「オンラインを選べる」ことで新しい橋を加えていくべきです。オンラインと書面を任意に選択できる（丙案）とした上で、プライバシーや情報セキュリティを含め国民一般が安心して利用できるシステム整備から着手し、義務化せずとも自然と利用者が増えていく状況を実現してください。

【中間試案・第3(4) みなし送達】への意見

電子メールが送信されてからの期間の経過のみによって送達を擬制することは、手続保障の観点から適切ではありません。

（理由）

電子メールは確実に受信者のメールサーバに到達するとまでは言えず、また、受信者の通信環境や閲覧頻度にも影響されます。裁判における手続保障の観点から送達的重要性を考えたとき、送信からの期間の経過のみによってこれを擬制することは適切ではないと考えます。特に訴状や決定など重要なものについては、閲覧が確認されず送達が完了しない場合には、従来どおりの書面による送達が行われるべきです。

【中間試案・第5 口頭弁論】への意見

オンラインによる口頭弁論は当事者双方の合意が得られた場合に限るべきです。

(理由)

司法アクセスや当事者の利便性を向上させる側面がある一方で、当事者が直接的な口頭弁論を希望する場合にはその意思が尊重されるべきと考えます。

【中間試案・第6 新たな訴訟手続き】への意見

審理期間等の制限を伴う「新たな訴訟手続き」は裁判の形骸化につながるものであり、甲案・乙案共に導入すべきではありません。とりわけ、情報の質・量・交渉力に格差がある消費者と事業者間の訴訟になじむものではなく、(注1)に記載された考え方の通り対象から除外することが適当です。

(理由)

「迅速」への要請には「公正かつ適正」の確保を前提として応えていくべきです。当事者双方が主張立証を尽くした上で裁判所の判断を得る手続きが、権利として保障されなければなりません。審理期間等を制限する甲案・乙案は、この権利を形骸化させるものであり、わが国の民事裁判全体に悪影響を及ぼすものと考えます。

事前に当事者間で十分な事前交渉と合意がある場合に活用可能な「簡略型」であったとしても、情報の質・量・交渉力に格差がある消費者と事業者間の訴訟には証拠の偏在等もあり、訴訟前の段階で十分な準備ができるものではありません。(注1)に記載された考え方の通り対象から除外することが適当です。

【中間試案・第11、2(3) 和解に代わる決定】への意見

裁判所には判断理由を含めた判決を示す責任があります。そのことが未来の法の発展につながると考えるため、甲案に反対します。

(理由)

甲案では和解内容についての制限が特に無く、裁判所の職権に委ねられる形となっています。当事者双方が主張立証を尽くした上で、結論だけでなく理由を含めた判断を得る手続きが、権利として保障されなければなりません。甲案の制度によって、裁判所が面倒な判決を避ける方向に流れてしまうことを危惧します。

このことは、今後の法の発展にも影響する懸念があります。消費者法の分野でもこれまで裁判例を元に新たな立法事実を発掘し、法解釈を進化させ、必要な法改正を求めてきた歴史があります。たとえ少額事件であっても、同種被害事件への影響や立法を見据えて提訴された訴訟も少なくありません。そうした訴訟に判決が得られなくなると、更なる発展へのエネルギーが弱まる恐れがあります。

【中間試案・第 1-3 訴訟記録の電子化(注 2)】

【中間試案・第 3-1 システム送達 (注 2)】

【中間試案・第 4-2 裁判所の当事者に対する送付 (注)】

【中間試案・第 12-1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等 (注 4)】

【中間試案・第 2 訴えの提起, 準備書面の提出 (注 2)】への意見

当事者からの手数料等の徴収は、経済的弱者の裁判を受ける権利を阻害するものとならないようにすべきです。

(理 由)

中間試案ではいくつかの箇所で当事者からの費用の徴収について言及されています。(裁判所に提出された書面の電子化に手数料を徴収する(第 1-3)、書面の印刷手数料を徴収する(第 3-1、第 4-2)、裁判所の端末から訴訟記録を閲覧するための使用料を徴収する(第 12-1)、訴えの提起にあたってデポジットを支払う(第 2))等です。

IT 化の運用に一定の新たな事務が発生するとしても、それらは IT 化による全体的なコスト低減により吸収されるべきで、貧困その他の事情を抱える当事者の裁判を受ける権利を阻害するものとならないようにすべきです。

以上

<この件に関するお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 消費者機構日本 (担当 ; 板谷)

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6F

T E L 03-5212-3066 F A X 03-5216-6077

Eメール itadani@coj.gr.jp

ホームページ <http://www.coj.gr.jp>